受け入れた寄附金の明細表　第１表付表１（相対値基準・小規模法人用）

法人名		実績判定期間	年　月　日～　年　月　日

１　基準限度額の計算

受　入　寄　附　金　総　額	Ⓐ	円
基準限度額（受入寄附金総額の１０％相当額（Ⓐ×１０％））	Ⓑ	円
基準限度額（受入寄附金総額の５０％相当額（Ⓐ×５０％））	Ⓒ	円

２　受入寄附金総額の内訳

役員の氏名	役職	① 寄附金額	② ①欄とⒷ（特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人にあってはⒸ）欄のいずれか少ない金額	③ ①のうち基準限度超過額（①－②）
		（　　）円	（　　）円	（　　）円
		（　　）円	（　　）円	（　　）円
		（　　）円	（　　）円	（　　）円
		（　　）円	（　　）円	（　　）円
		（　　）円	（　　）円	（　　）円
		（　　）円	（　　）円	（　　）円
		（　　）円	（　　）円	（　　）円
		（　　）円	（　　）円	（　　）円
		（　　）円	（　　）円	（　　）円
		（　　）円	（　　）円	（　　）円
		（　　）円	（　　）円	（　　）円
役員からの寄附金の額が 20 万円以上のものの合計額	Ⓓ	（　　）円	（　　）円	（　　）円
Ⓓ欄以外の同一の者からの寄附金の額の合計額　特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人	Ⓔ	円	円	円
Ⓓ欄以外の同一の者からの寄附金の額の合計額　Ⓔ欄以外の者	Ⓕ	（　　）円	（　　）円	（　　）円
合　計（Ⓓ＋Ⓔ＋Ⓕ）	Ⓖ	（　　）円		Ⓗ　（　　）円

（注意事項）
①～③の各欄の「（　）」には、遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）により受け入れた寄附金又は贈与者の被相続人に係る相続の開始があったことを知った日の翌日から十月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者から贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。）により受け入れた寄附金の額を記載してください。

○　受入寄附金総額Ⓐには、活動計算書の収益の部の寄附金及び助成金（対価性のないものに限ります。）の合計を記載してください（期末までに未収入のものは含めません。また、国の補助金等も含めません。）。
○　Ⓐ欄＝Ⓖ欄
※　法人設立時に前身である任意団体から引き継いだ繰越剰余金がある場合、その剰余金は寄附金となります。
○　同一の者から現金寄附と物品寄附（時価評価）とがある場合、合算して基準限度額の計算を行ってください。

○　特定公益増進法人及び認定特定非営利活動法人以外からの寄附金に係る基準限度額となります。

○　特定公益増進法人及び認定特定非営利活動法人からの寄附金に係る基準限度額となります。

○　受入寄附金総額Ⓐのうち、役員（本人のみ）からの寄附金で 20 万円以上のものを各人別に記載してください。

○　小規模法人特例の適用を受ける場合、役員からの寄附金であっても、親族合算の判定（配偶者及び三親等以内の親族並びに特殊な関係がある者は同一の者とみなして判定）は不要です。

○　役員からの 20 万円以上の寄附金の合計をⒹ欄に記載してください。

○　特定公益増進法人及び認定特定非営利活動法人からの寄附金については、受入寄附金総額の 50%（Ⓒ欄の金額）が基準限度額となります。
○　Ⓔ欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①－②＝③を計算し、それぞれの合計を記載してください。

○　Ⓕ欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①－②＝③を計算し、それぞれの合計を記載してください。

○　遺贈により受け入れた寄附金等の額は、内書きで記載することになっていますので、本書きとなっていないか確認してください。